

先般の衆院選挙の時に行われた「国民審査」公報で、次は最高裁判官だと言われている人が次のように述べている。

「最高裁は最終審としての判断を示すところであり、その職責の重大性を考えますと身の引き締まる思いがします。最高裁に申し立てをする当事者はそれぞれ特別の思いをもつので、それであると思いたすのでその思いを受けとめ、「一つ一つの事件を大切に慎重に扱いたい」と思います」

ところが最高裁には現在年間、民事が三五〇〇件・刑事が二五〇〇件(合計六〇〇〇件)もの事件が係属する。最高裁は一つしかなく、裁判官は十五名

(ほとんど自内障になりかけた六十歳以上のお年寄り)。これではまともに六〇〇〇件もの全記録を読んで慎重に検討できるはずがなからう。

数十名の「調査官」という優秀な裁判官が補佐しているが、それでも現状は「大焼け石に水」である。

新聞には最高裁の判決が載つていかにも最高裁が活躍しているように思われるが、あんなものは訴えの一パーセント程度である。「本件上告を棄却する」「本件上告は受理しません」「上告の九十七パーセント以上が十分な検討もされずこのようにな

下り半の判決もどきで片づけられている。上告人の「特別な思い」など、最高裁が受けとめられるはずがない。

◇ ◇
それでは一審の全国

地方裁判所はどうか。全国わずか二〇〇〇余名の裁判官で裁判を受け持ち、一人の裁判官がなんと「一〇〇件以上の事件」を抱えて休日も返上して忙しくやりくりして働いている。

弁護士日記

裁判員をとりやめて 裁判官を増員すべし

美和 勇夫

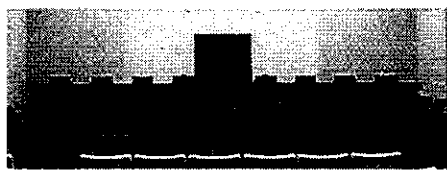
当然、事件記録もゆつくり検討するにまなごではない。少なくとも裁判官を三倍に増やし、同時に書記官を増員し、一人三〇件くらいの手持ち事件にする必要がある。

そのためには法廷を増やし、裁判官室を増やすという裁判所増築の「物的設備」がまず必要であるが、予算がないというところで実現不可能である(司法予算など、政府がその気になれ

司法試験合格者を年間三〇〇〇名に大増員しても、裁判官の数を増やすことができないければ司法改革の意味がない。

「ワーキングプア」「弁護士が増えるばかりで、弁護士の質が低下するだけである。」

裁判員を増やせば素人の足手まとい「裁判員」は必要ない。「裁判員裁判」は今後全国六〇〇の裁判所で年間四〇〇〇〇件近くも発生する。(裁判員を選ぶため、一つの裁判で補充員を含め五〇〜七〇人の市民が呼び出される。東京地裁などは毎日、数百人の裁判員候補で



6名裁判員と3名裁判官がすわる法廷

現在、予算二〇〇億円以上を使って各地の裁判所で法廷を裁判員用に作り替える「まにあわせ工事」をしている。やがて国民の猛反発を買うであろうアホな「裁判員制度」が、国民の反対をおしきって着々と進められている。この国の司法行政は全くおかしい。